

米国の英国製鉄鋼製品に対する相殺関税措置

(パネル報告 WT/DS138/R, 提出日: 1999年12月23日 採択日: 2000年6月7日)

(上級委員会報告 WT/DS138/AB/R, 提出日: 2000年5月10日 採択日: 2000年6月7日)

松下 満雄

I. 事実関係

1. BSCの民営化とUES/BSCSの設立

1967—1986 間は、BSC (英鉄鋼公社) は国営企業として操業していたが、1986 年に UES を設立した。これは BSC と GKN の合弁会社の合弁会社であった。その後 BSC と GKN は USE に生産施設を移管したが、BSC・GKN と UES 間の生産施設移管に関する取引は、BSC の UES の持ち分所有に関する取引を含めて独立当事者間取引であった。1988 年に BSC は民営化された。そこで、BSplc が UES の持ち分を含めて BSC の資産を取得し、英政府は BSplc の株式を市場で販売した。かくして USE の親会社である BSplc 及び GKN は私企業となった。1995 年に BSplc が GKN の有する UES の持ち分を購入し、この時に、UES は BSES と名称を変更した。

補助金は英政府によって BSC に対して資本投入の形で供与された。米商務省 (DOC) は 1992 年 5 月 8 日に相殺関税 (CVD) の調査開始、1993 年 1 月 27 日に CVD について最終決定、1986 年以前に BSC に対して補助金が支出されていると決定した。DOC は、この補助金を鉄鋼生産施設の耐用年数である 15 年の期間に割り振った。この期間は (1) UES の設立時(1986 年)、(2)BSplc の民営化時(1988 年)、及び、(3)BSplc による UES の取得時(1995 年)を含むものであった。1993 年 3 月 22 日に DOC は英国製鉄鋼製品(lead bars)について CVD の賦課を公告し、CVD は、UES の製品に対して賦課された。DOC の論拠は、補助金は BSC から UES に移管(pass through)されたというものである。

DOC の年次レビューは、(1)1994 年(1992 年、1993 年をカバー)、(2)1995 年(1994 年をカバー)、(3)1996 年 (1995 年をカバー、この年に BSplc が GKN から UES の持分を取得)に行われた。DOC の解釈は、BSplc による UES 取得後は、補助金は、(1)BSC から UES へ移転し、これが BSplc に付与され、(2) BCS から同社が民営化されたときに BSplc に移転したというものである。

EC は DOC による CVD 賦課に対してパネル提訴した。

II. パネル報告書¹

1. 審査基準

米国の主張は、AD 協定の 17 条 6 項（審査基準に関する規定）は CVD 手続きにおいても適用されるというものであり、これはアンチダンピングと相殺関税措置の紛争解決が整合的に行われる必要があると述べている「閣僚会議宣言」の文言からみて明らかであるとする。（パネル報告パラグラフ 6.8 以下、番号のみを記載する。）この点に関するパネルの判断は、閣僚会議宣言は単なる「宣言」であって、「決定」ではない。宣言によって加盟国が一定の事項について必要性を認めたとしても、これは遵守すべき規範を定立したことを意味するものではない。これに対して、「決定」においては規範が定立される。従って、宣言は当パネルが遵守すべき規範を定立するものではない、というものである。（6.17）そして、SCM 協定に審査基準についての特定の規定がない以上、DSU の基準が適用されるべきであるとする。

2. 1995 年、1996 年、及び、1997 年年次レビューと SCM 協定 19 条及び 19 条 4 項

この点に関しては、パネルは以下のように判断した。SCM 協定 10 条注 36、19 条 1 項、4 項、21 条 1 項及びガット 6 条 3 項によると、CVD を課するには、賦課国は補助金の存在について証明し、損害要件を立証しなければならず、また、補助金による利益を相殺するためにのみ CVD を課することができる。（6.48—6.56）SCM 協定 1 条 1 項は政府による「財政的貢献」（financial contribution）があれば補助金があるとしている。米政府によると、補助金が付与された場合には、それは一定の期間その受益者によって生産される商品に利益を与えるものであるとみなされ、これについて再評価は必要ないとされている。そして、付与された補助金はその対象となる施設の耐用年数の全期間にわたり、一定の割合で配布される。（6.58—6.60）

DOC の説明によると、会社がある生産施設を売却するが操業を続け、その生産施設を市価で売却する場合、その施設に付与された補助金は当該会社に保留される。DOC はこの補助金によって売り手は依然として利益を受けているのであり、その補助額は当該会社と売却される施設との間で配布されるべきであるとする。そこで、DOC は本件補助金のうち、UES に移管されたと見なされる分について CVD を課するとしている。また、BSplc に関しても事態は同様であり、1994 年、1995 年、及び 1996 年の年次レビューにおいて、これらの承継会社は依然として補助金の利益を受けているとして、CVD を継続賦課してい

る。(6.61—6.62)

カナダ航空機事件パネル及び上級委員会報告に基づいて、補助金によって受給者が利益を受けたかどうかの判断は、受給者がそれを受けることによって、それがなかったとした場合に市場からの入手することができるよりも有利な条件で経済的利益を受けることができるかどうかによるべきである。(6.64—6.68)

補助金による利益を享受しているか否かの判断においては、BSC と UES/BSplc/BSES が別の実体であることを考慮する必要がある。というのは、UES/BSplc/BSES の創設に当たって、これらの会社は当該生産施設に市価を払うことによって入手しているからである。BSC に補助金が付与されたとの判断の根拠は同社が生産施設に対価を支払わないで入手したことに求められるが、そうすると、USE 等が市価を支払って当該生産施設を入手したことは、UES は補助金の利益を受けていないとの根拠となりうるものである。ここからみると、DOC は UES 等に対して CVD を賦課する場合には、この点の調査を行うべきとの結論が導かれる。(6.70)

米国の主張は、SCM 協定 27 条 13 項はいったん付与された補助金についてこれが承継会社に引き継がれたとしても、それを再評価する必要がなく、継続して CVD を賦課することができることを示しているというものである。しかし、27 条 13 項は発展途上国の付与する一定の補助金に対して適用されるものである。この原則を本件におけるように発展途上国の補助金支出と民営化に関係のない案件に安易に適用することはできない。(6.75)

BSC が所有していた生産施設は、1986 年に USE に移管され、DOC も認めているように、その移管に際しては BSC は商業条件で取引をし、BSC と UES の取引関係は独立当事者間の取引であった。また、DOC が認めているように、BSplc は 1988 年に完全に民営化され、この民営化に際しては市場価格で取引が行われた。(BSplc を取得した者は市場価格でこれを取得した。)従って、1994 年、1995 年、及び、1996 年に米国に輸入された鉄鋼の生産において、UES と BSplc/BSES によって使用された生産施設、暖簾等については全て市場価格が支払われている。この状況においては、1985 年以前に BSC に付与された補助金がなぜ UES と BSplc/BSES に市場では得られない利益を付与したのか理解に苦しむところである。もっとも、1985 年以前に付与された補助金は、UES と BSplc/BSES には必然的に利益を付与しておらず、無関係と決めつけることはできない。これらの資産等を承継した会社が間接的に利益を享受することはあり得ないことではない。しかし、その反面、BSC に付与された利益はこれらの承継会社に必然的に利益を付与したとは言えな

い。かかる利益が間接的に承継会社に付与されたとするためには、承継会社がこれらの資産等を取得するに際して市場価格を支払っていないとの状況が必要である。しかるに、本件においては、市場価格が支払われているので、UES と BSplc/BSES が本件補助金によって利益を受けているといえるとは思われない。(6.81)

これらの資産等の取得に当たって、UES と BSplc/BSES の所有者（株主）が市場価格を支払ったのであり、これらの会社自体が支払ったのではないという点は重要ではない。市場価格で交渉された民営化においては、会社が市場価格で対価を支払ったか、又はその所有者が支払ったかの区別は重要ではない。(6.821)

Ⅲ. 上級委員会報告書²

1. アミカス・キュリア・ブリーフ受理の可否

米国鉄鋼協会(The American Iron and Steel Institute)、及び特殊鋼協会(The Specialty Steel Industry of North America) は上級委員会に意見書を提出した。EC は、上級委員会はこれを受理する権限がないと主張した。その理由は、DSU13 条はパネルの調査権についてのみ規定しており、しかも事実と専門的知見に関する事項についてのみ調査権を規定している。しかし、上級委員会についてはなんら言及がない。また、紛争解決の審議においては、加盟国のうちの提訴国、被提訴国、及び、第三国のみが参加できる。さらに、DSU17 条 10 項は審議の秘密性 (confidentiality) についても規定している。以上が EU の挙げた根拠であるが、第三国であるブラジルとメキシコも同趣旨の意見書を提出した。

これに対して米国は、上級委員会はかかる意見書を受理できるとしている。その理由は、DSU はパネルに大幅な調査権を与えているが、上級委員会はこれと少なくとも同等の権限があり、多分より大きな権限があるというべきものである。例えば、DSU17 条 9 項は、上級委員会に対して自ら検討手続 (Working Procedures) を策定する権限を付与しているが、これはパネルに与えられている権限よりも大きいものである。また、米国の主張によると、局外者の意見書を受理しても、審議の秘密性には特に影響はない。

これに対する上級委員会の判断は以下のようなものである。上級委員会がかかる意見書を受理できるかについては、DSU に明文の規定はない。しかし、DSU17 条 9 項は、上級委員会に検討手続策定の権限を付与している。ここからみると、上級委員会は DSU や他の対象協定に反しない限り、いかなる情報を受理するかについての裁量権を有する。しかし、DSU によれば審議に参加できるのは、当事者 (提訴国、被提訴国、及び、第三国) のみであり、

その他の WTO 加盟国でない個人や団体は、上級委員会に対して意見書を提出し、これを審議することを請求する権利はない。そこで、結論は、上級委員会は適切と判断する場合には、局外者の意見を受理し、検討する権限を有するが、これを義務づけられることはなく、本件に関しては、受理の必要があるとは判断しないというものである。

2. 審査基準

AD 協定 17 条 6 項適用の可否については、パネルの判断を支持した。

3. SCM 協定の 21 条及び 1 条 1 項(b)

本件で問題となっている措置は、1995 年、1996 年及び 1997 年に行われた行政レビューの結果として賦課されている CVD である。パネルはその判断に際して 19 条 1 項及び 19 条 4 項を適用しているが、これらの規定は、本来 CVD 調査の最終的決定の結果、ある補助金に CVD を課するときに適用されるべきものである。19 条 1 項及び 19 条 4 項は行政レビューの可否について検討する場合に重要な文脈を形成するものであるが、本件において適用されるべき法規は 21 条である。(上級委員会報告パラグラフ 53 以下、パラグラフ番号のみを記載する。)

本件では、損害について問題となっていないのでこの点は省略するが、CVD 賦課の継続が必要かどうかを判断する場合に、当局は「補助金」がいまだに存在しているか否かについても判断しなければならない。SCM 協定 1 条 1 項によると補助金とは、(1)政府による財政的貢献(financial contribution)と (2) それによって付与される利益(benefit)から構成される。本件では財政的貢献の有無は争点ではないので、利益の有無のみが問題となる。

(54)

カナダ航空機事件において上級委員会は、補助金は「何人か」に与えられているものであり、補助金が成り立つためには論理的にその受領者がなければならないとしている。SCM 協定 14 条は SCM 協定 1 条 1 項(b)の文脈を形成するものであるが、その SCM 協定 14 条においては、補助金の計算において「SCM 協定 1 条 1 項によって受領者に付与される利益」(benefit to the recipient conferred pursuant to paragraph 1 of Article 1)について国内法を整備すべきことを規定している。SCM 協定 1 条 1 項(b)の補助金は「受領者」に付与されるものであり、その受領者は自然人又は法人であるということが出来る。(57)

従って、本件においては、米国は 1994 年、1995 年及び 1996 年に輸出された鉄鋼につ

いて補助金が与えられていたか否かを判断する場合には、UES 及び BSplc に対して利益が与えられていたか否かを決定しなければならない。(58)

米国の主張は、SCM 協定 1 条 1 項が「財政的貢献が付与される時」(... is conferred) と規定し、現在形をとっていることから、CVD 当局は補助金が付与された時にその補助金の有無について調査すればよいのであり、その後これを調査する必要はないというものである。しかし、SCM 協定は財政的貢献及び利益に付与された「時」について特に規定してはいないのである。従って、米国の主張には根拠がない。(59-60)

CVD の行政レビューについては、SCM 協定 21 条 1 項と 21 条 2 項が適用される。21 条 1 項は、CVD は補助金に対抗するために必要な限り、及びその限度でのみ課することができる」と規定している。21 条 2 項の調査によって、当局は財政的貢献が払い戻され、又は撤回され、利益がもはや存在しないという積極的情報を得るかもしれない。これらの情報に基づいて、CVD 当局は CVD を継続して課する必要があるか否かについて決定しなければならない。(61)

従って、CVD 当局は 21 条 2 項の調査において、政府の財政的貢献により利益が継続的に付与されていると推定することができるとしても、この推定は反証を挙げて覆すことができないものではあり得ない。本件においては、UES 及び BSplc の創設における所有関係の変遷の過程をみると、DOC は UES と BSplc/BSSES に利益が生じているかについて調査することを義務づけられているのである。上記の理由からパネルの判断は正当である。(62)

4. CVD 賦課手続と行政レビュー手続

パネルは、CVD 当局は行政レビューの調査をする時に、調査機関において「財政的貢献」及び「利益」があるか否かを決定しなければならないとしている。そしてその上でのみ CVD 当局は SCM 協定 1 条 1 項及び 21 条の意味における「財政的貢献」及び「利益」があるか否かを決定できるとしている。しかし、行政レビューにおいて、CVD 賦課に至る調査と同じような方法で「利益」が付与されているか否かを決定しなければならないとするパネルの判断は誤りである。CVD 賦課決定に至る調査手続と行政レビュー手続を区別することが必要である。CVD 賦課のための手続きにおいては、当局は CVD 賦課に必要な全ての要件が充足されているか否かを判断する必要がある。これに対して、行政レビューにおいては、それを請求する当事者が主張する論点、又は、当局が職権でレビューが必要と判断す

る場合には、当局が必要と判断する論点についてのみ判断すれば足りるのである。この点に関しては、パネルの判断は誤りである。(63)

5. 「利益」と市場価格

そこで問題点は、上記の事実状況において、パネルが BSC に付与された財政的貢献は UES 及び BSplc/BSES に利益を付与したとは考えられないとの判断を採用したことが間違いであるかである。カナダ航空機事件においては、上級委員会は利益が付与された否かの判断は、その利益の受領者が市場からは得られない利益を得ているか否かで判断すべきとしている。(67)

従って、政府による財政的な貢献によって受領者が利益を受けているかについては、その利益は市場からは得られないものであるか否かによって判断されるべきである。本件に則していえば、パネルは UES 及び BSplc は BSC から生産施設や暖簾を取得するに際して市場価格を支払っており、更に 1994 年、1995 年及び 1996 年に米国に輸入された鉄鋼製品を生産する際にこの施設を使用したと認定している。パネルが 1977 年から 1985 年の間に BSC に付与された財政的貢献は UES 及び BSplc/BSES には利益を与えるものではないとの判断を下したことは正当である。(68)

6. 結論

上記の理由により、本件の状況においてパネルが、DOC は 1995 年、1996 年、及び 1997 年の行政レビューにおいて所有権の移転に伴って UES 等に利益が生じたかを判断したこと、及び、本件の事実関係においては、BSC に対して付与された財政的貢献の結果、UES には利益は付与されていないと判断したことは正当として支持するものである。(74)

IV. 解説

1. アミカス・キュリア・ブリーフ³

この論点は上級審の段階になって提起されたもので、パネル段階にはなかったものである。論点は、上級委員会はアミカス・キュリア・ブリーフを受理し、検討することができるかである。上級委員会が指摘するように、これを受理・検討できるかについては、DSU には全く規定がない。問題点は、規定がなことをいかに考えるかである。DSU13 条はパネルの調査権について規定しているが、これによるとパネルは個人又は団体から情報及び

技術的アドバイスを求める権利があるとしている。反対解釈として、かかる規定がない以上、上級委員会はアミカス・キュリア・ブリーフを受理・検討できないかとの解釈もありうる。

しかし、DSU13 条はパネルが事実関係確定のため、また専門的事項の理解のため、個人又は団体から情報を「求める」(seek)権限を規定したものである。しかし、アミカス・キュリア・ブリーフを受理するにあたって、上級委員会はそれを「求める」わけではなく、情報提供者が任意に提供した情報を受理するのみである。また、DSU13 条はパネルの事実認定のための必要からパネルに調査権を認めているものである。これに対して、上級委員会の職責はパネルの行った法解釈の審査である。DSU13 条はあくまでもパネルの職責の特徴を念頭において策定されたものであり、上級委員会の職責を想定して策定されたものではない。以上の点からみると、DSU13 条がパネルの調査権を規定しているが上級委員会に言及していないとの一言をもって、上級委員会にはアミカス・キュリア・ブリーフを受理する権限がないと決めつけることはできないであろう。

とすると、この点は上級委員会への一般権限の解釈問題として検討されるべきである。上級委員会の職責は、いうまでもなくパネルの行った法的判断のうち当事者の上訴に係る論点の審査である。この審査にあたっては、関連する協定等の法規及び紛争当事者及び第三参加者の提出した意見書(submission)についてはこれを検討しなければならない。しかし、この他にも、先例となるべきパネル報告書、参考となるべき学説等は、上級委員会が問題を検討する際に有用な示唆を与えるものとして採り上げるもので、上級委員会はこれらを採用することを義務づけられていないが、これらを採用して参考とすることは上級委員会の一般的権限に属すると思われる。アミカス・キュリア・ブリーフもこれと同じく、有用な情報又は示唆を提供しうるものであり、上級委員会がそのように判断した場合には、これを参照することが越権行為とは考えられない。しかし、上級委員会報告書も指摘しているように、当事者（上訴者、被上訴者、及び第三参加者）以外のものは、意見書を提出する権利を有しているわけではなく、その採否はあくまでも上級委員会の判断によるものである。

なお、最近のアスベスト事件⁴においては、上級委員会はアミカス・キュリア・ブリーフの提出を希望する者に対して当該事件のみに適用される詳細な規則を策定し、これを公告している。これには、ブリーフの枚数制限、内容の期限（当事者の主張と重複せぬように等）が規定されている。上級委員会は DSU が同委員会に対して検討規則策定の権限を

与えていることを根拠としてアミカス・キュリア・ブリーフを受理し、検討する権限があるとの立場をとっている。とすれば、同委員会としてはブリーフ受理に関して規則を策定すべきであり、アスベスト事件においてはこれがなされている。これは一つの進歩であると表すことができよう。

2. 審査基準

米国政府の主張は、AD 協定 17 条 6 項の審査基準が CVD の調査手続きにおいても適用されるというもので、その論拠としては「閣僚宣言」を挙げている。パネルはこれを否定し、上級委員会もパネル判断を支持している。AD 協定 17 条 6 項、その他の AD 協定の規定、及び、SCM 協定規定においては、AD 協定 17 条 6 項、その他の AD 協定の規定、及び、SCM 協定規定においては、AD 協定 17 条 6 項が CVD 手続きに適用されるとの規定はなく、閣僚宣言は、パネル及び上級委員会の判断するようにその文言からみても訓示的なものであることは明らかである。さらに、「閣僚決定」では AD 協定のこの規定を「一般的に」（すなわち、他の協定にも）適用するか否かについては、WTO 協定発効 3 年後に検討するとされている。かかる検討が行われた模様もなく、これが行われなんらかの結論がでるまでは、AD 協定 17 条 6 項が他の協定については適用されないことが明らかであると思われる。

3. SCM 協定 21 条及び 1 条 1 項(b)

この部分は、両報告書の中核部分を形成するものであるが、いくつかの細部から成り立っている。以下に、逐次これらを検討する。

(1) 適用法条

本件における EU のパネル提訴及び米国の上訴は、いずれも 1995 年、1996 年、及び 1997 年に米国 DOC が行った行政レビューの結果として賦課されている CVD の可否に関するものである。SCM 協定のうち行政レビューについて直接に規定しているのは 21 条であり、19 条 1 項及び 19 条 4 項は 21 条の文脈をなすものであるとしても、行政レビューに直接に適用されている規定ではない。しかし、パネルは本件を 19 条 1 項及び 19 条 4 項の問題として審査している。この点については上訴の対象となっているわけではないが、上級委員会はこのパネルの 19 条 1 項及び 19 条 4 項適用を批判し、21 条が適用されるべき

ことを指摘している。

SCM 協定 19 条 1 項及び 19 条 4 項は、CVD 賦課の要件を規定するが、これによると輸出品に対して輸出国政府の補助金があり、これにより輸入国の国内産業への実質的損害がある場合に、CVD を課することができる。そして、この補助金に対して CVD を課するためには、調査開始から最終決定に至る調査過程を経なければならない。これに対して、21 条は行政レビューについて規定するが、これによると（１）当局が職権によって必要と判断する場合、又は、（２）利害関係者が請求する場合に、かかるレビューを行うことができる。そこで、このレビューは 19 条 1 項及び 19 条 4 項に規定する全ての事項を行わなければならないとは限らず、例えば（２）の利害関係者の請求による場合には、その請求に係る事項をレビューすれば足りる。ここからみると、パネルが本件事案に SCM 協定 19 条 1 項及び 19 条 4 項を適用したのは、適用法条として妥当とはいえないであろう。

（２）SCM 協定 21 条及び 1 条 1 項(b)適用

この部分は上級委員会報告書の中核部分であるが、問題点は補助金の利益は何に対して付与されるのかである。すなわち、補助金の利益は、「人」（自然人又は法人）に付与されるのか、又は生産施設に付与されるのか、である。米国は補助金の利益は「法人又は自然人」ではなく、SCM 協定 10 条注 36 及びガット 6 条 3 項に規定するように、「商品の製造、生産又は輸出」に付与される、すなわち、生産施設に付与される、と主張している。パネル及び上級委員会はこれを退け、補助金の利益は「人」すなわち特定企業に付与されるものであるとした。その理由付けとしては、カナダ航空機事件⁵における判断を引用して、SCM 協定 14 条が 1 条 1 項(b)の文脈をなすとし、これによると補助金の利益はある「受領者」に付与されるとの結論となるとしている。

また、米国が SCM 協定 1 条 1 項は「財政的貢献が付与される時」（... is conferred）と現在形で規定していることを根拠として、CVD 当局は補助金付与の時にその補助金について調査すればよいのであり、その後においてはもはや調査する必要はないとしているのに対して、パネル及び上級委員会報告書は、同協定には補助金付与の「時」についてなんら規定がないとしてこの主張を退けている。そして、SCM 協定 21 条 1 項及び 21 条 2 項による調査においては、常に当局はもはや財政的貢献が払い戻され、又は利益が存在していないという証拠に接する可能性はあることを理由として、政府の財政的貢献により、利益が付与されるという推定に対しては常に反証がありうるとし、米国が主張するようなこ

れについての反証不能な推定が成り立つとするのは誤りであるとした。

このパネル及び上級委員会の結論は妥当と思われる。しかし、説明が若干形式論に過ぎるのではないか。米国の主張は、補助金が生産施設にのみ直接付与され、それを所有する企業は全く無関係であるというナンセンスなものではなく、補助金は企業に対して輸出されるが、その企業はこれを生産施設の設置に用い、これが生産施設として操業していることにより、市場競争の歪曲が生じているというものである。すなわち、この施設は補助金なかりせば当該企業は設置できなかったものであり、この意味で補助金を具体化するこの施設の存在が問題であるというのである。

これはこれで無意味な議論とはいえず、これに答えるのに単なる形式論をもってするのは若干説得力にかけるとと思われる。むしろ、SCM 協定 21 条 1 項及び 21 条 2 項の文言解釈に加えて、補助金を具体化する施設が補助金受領者から他の者へ市場価格の支払いによって移転した場合には、かかる施設はもはや市場競争の歪曲の要因となりえない状況がありうることを、従って米国が主張する反証不能な推定は成り立ちえないことを説示すべきであったと思われる。

(3) 「利益」の意味

この点に関するパネル及び上級委員会の判断の要旨は、補助金によって付与される「利益」とは、その受領者が市場では得られない利益を得ることであるというものである。カナダ航空機事件においてもそのような判断が成されているのであるが、パネル、上級委員会ともこれに依存している。政府の補助金によって得られる利益が、その受領者が市場から受ける利益と同じものであったとすると、その受領者は市場原理に則って操業しているに過ぎず、なんら市場の歪曲は生じない。従って、この利益は市場からは得られない利益と判断すべきである。この点で、パネル、上級委員会の判断は妥当であるというべきである。

【注】

¹ United States-Imposition of Countervailing Duties On Certain Hot-Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products Originating In the United Kingdom, Report of the Panel, WT/DS138/R, 23 December 1999

² WT/DS138/AB/R, Report of the Appellate Body, 10 May 2000

³ アミカス・キュリア・ブリーフを受理し、検討する上級委員会の権限の可否についての賛否両論については、Arthur E. Appleton, *Amicus Curiae Submissions in the Carbon Steel Case: Another Rabbit from the Appellate Body's Hat ?*, *Journal of International Economic Law* , Vol.3, No.4 (December 2000), 691-699; *Issues of Amicus Curiae Submissions: Note by the Editors*, *ibid.*, pp. 701-713 を参照。

⁴ *European Communities-Measures Affecting Asbestos and Asbestos-Containing Products*, Report of the Panel, WT/DS35/R, 18 September 2000

⁵ *Canada-Measures Affecting the Export of Civilian Aircraft*, Report of the Panel, WT/DS70/R, 14 April 1999, Report of the Appellate Body ,WT/DS70/AB/R, 2 August 1999